

建設工事における入札・契約の過程に係る苦情申立てに関する要綱

平成 14 年 4 月 1 日制 定
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 10 月 1 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 6 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事とし、以下「工事」という。）の入札・契約の過程に係る苦情申立てに関する手続については、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）又は一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱において、入札契約担当職員とは、知事又は工事の入札及び契約について知事の委任を受けた者若しくは機関をいう。

(対象工事)

第 2 条 対象工事は次のとおりとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける工事、予定価格が 250 万円を超えない工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって県の行為を秘密にする必要がある工事を除く。

- (1) 指名競争入札による工事
- (2) 随意契約による工事

(苦情申立てができる者及び申立てができる事項)

第 3 条 苦情申立てができる者及び申立てができる事項は、次のとおりとする。

契約締結の方法	申立てができる者	申立てができる事項
指名競争入札	当該入札と同一業種において知事の資格認定を受けて県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている建設業者（以下「資格者」という。）で、当該競争に参加できる者として指名されなかったもの	指名されなかった理由
随意契約	当該契約と同一の業種における資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったもの	当該契約の相手方として選定されなかった理由

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情申立ては、次表に掲げる期間内に、別紙様式第1号の苦情申立書（以下「申立書」という。）により入札契約担当職員に対して行うことができるものとする。

契約締結の方法	申立期間
指名競争入札	入札契約担当職員が指名理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
随意契約	入札契約担当職員が契約の相手方を選定した理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内

2 申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。

(苦情処理手続の教示)

第5条 入札契約担当職員は、第3条の規定により苦情申立てができる者から苦情処理について求められたときは、苦情申立てができる事項、期間及び手続について教示しなければならない。

(苦情申立てへの回答)

第6条 入札契約担当職員は、苦情申立てを行うことができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に別紙様式第2号（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(苦情申立ての却下)

第7条 入札契約担当職員は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができるものとする。

2 前項の規定により苦情申立てを却下したときは、当該苦情申立てを行った者（以下「申立者」という。）に対して別紙様式第3号によりその旨を通知するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 入札契約担当職員は、申立者に回答を行ったときは、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成13年広島県規則第67号）（第5条を除く。）の例により、申立者が提出した申立書及び入札契約担当職員が作成した回答書の写しを公表するものとする。

2 申立期間の徒過等により申立てを却下したときもまた、同様とする。

3 前2項の公表期間は、公表した日の属する年度及びその翌年度とする。

(その他)

第9条 この要綱の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条

の資格の認定を受けている者の苦情申立て等について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事とし、以下「工事」という。）	測量・建設コンサルタント等業務（測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務とし、以下「業務」という。）
	工事	業務
第2条	工事	業務
	250万円	100万円
第3条	県建設工事入札参加資格者名簿	県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿
	建設業者	者

- 2 前項の場合においては、第1条中、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）又は一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）の規定は適用しない。
- 3 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事について適用する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事について適用する。
- 3 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事について適用する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事について適用する。
- 5 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事及び業務について適用する。

様式第1号（第4条関係）

苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

（入札契約担当職員） 様

住所

氏名

⑩

次の工事（業務）について、指名されなかった（契約の相手方として選定されなかった）ので、その理由の説明を求めます。

工事（業務）名	
工事（業務）場所	
説明を求める理由	
そ の 他	

（備 考） 不用の文字は、消すこと。

様式第2号（第6条関係）

苦情申立回答書

平成 年 月 日

（申立者） 様

㊟

平成 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおりです。

工事（業務）名	
工事（業務）場所	
指名されなかった （契約の相手方として選定されなかった）理由	
そ の 他	

この回答書に不服があるときは、回答日の翌日から起算して7日（広島県の休日を含める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を含めない。）以内に、入札契約担当職員に対して再苦情の申立てをすることができます。
（備考） 不用の文字は、消すこと。

様式第3号（第7条関係）

却 下 通 知 書

平成 年 月 日

（申立者） 様

㊟

平成 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおり却下
します。

工事（業務）名	
工事（業務）場所	
却 下 の 理 由	1 申立期間を経過していたため 2 申立の要件を欠いていたため ① 広島県の入札参加資格を有しない ② 当該入札と同一業種の入札参加資格者でない。 ③ その他 3 その他
そ の 他	

この通知書に不服があるときは、通知日の翌日から起算して7日（広島県の休日
を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を含まない。）
以内に、入札契約担当職員に対して再苦情の申立てをすることができます。

（備 考）

「却下の理由」の欄については、該当する項目の文字を○で囲み、必要な事項を記載
すること。